

大規模災害に関する法制度の抜本的な見直しを求める意見書

世界有数の災害大国である日本では、近年でも、平成23年東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年熊本地震など、甚大な被害をもたらした大規模災害が頻発している。また、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等、大都市部への甚大な被害をもたらす巨大地震が発生する恐れが指摘されている。

こうした大規模災害に対しては、大都市としての総合力を持つ指定都市が、防災、応急救助、さらには復興・復旧まで、切れ目なく一体的に対応していくことが必要である。

しかし、現行の災害対応法制は、半世紀以上前に制定された災害救助法や災害対策基本法に基づいており、避難所や応急仮設住宅の供与など、通常の災害時には指定都市にある救助権限が、大規模災害時には道府県に移ってしまい、指定都市が持つ災害対応力を迅速かつ最大限に発揮できる仕組みが構築されていない。

指定都市が災害救助等の事務・権限を自ら包括的に担い、その能力を十分に発揮できる制度を新たに構築することが、来るべき大規模災害への備えとなることは明白であり、現行の災害対応法制の見直しは急務である。

よって、国及び政府においては、災害対応法制を抜本的に見直し、指定都市を災害救助の主体とする法改正を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年（2017年）10月31日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、
内閣府特命担当大臣（防災）

（提出者）自由民主党、民進党市民連合及び公明党所属議員全員並びに
無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員
及び維新の党中山真一議員